

品川区休日診療事業実施要綱

制定 昭和54年4月1日 区長決定

改正 平成6年3月31日

改正 平成6年11月25日 要綱第72号

改正 平成10年6月30日 要綱第55号

改正 平成11年3月18日 要綱第18号

改正 令和8年4月 1日 要綱第89号

(目 的)

第1条 この要綱は、地区医師会の協力を得て、休日における急病患者に対する診療事業（以下「休日診療事業」という。）の実施について必要な事項を定めることにより、休日における区民の医療不安を解消し、区民の生命を守ることを目的とする。

(用語の意味)

第2条 この要綱において、「休日」とは次の各号に掲げる日をいう。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する国民の祝日および休日（振替日を含む。）
- (3) 12月29日から翌年の1月4日までの日（前号に掲げる日を除く。以下「年末年始」という。）

(休日診療施設)

第3条 休日診療施設は地区医師会との委託契約に基づき指定される輪番式施設、または固定式施設（以下「指定医療機関」という。）とする。

(診療対象者)

第4条 休日診療の対象者は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 休日昼間施設 外来急病患者
- (2) 休日準夜施設 準夜間における外来急病患者

(診療時間)

第5条 診療時間は、次のとおりとする。

- (1) 休日昼間施設 午前9時から午後5時まで
- (2) 休日準夜施設 午後5時から午後10時まで

(診療態勢)

第6条 休日昼間施設および休日準夜施設については、原則として医師1人を含む3人を配置し、これを1医療単位とする。

(診療費等)

第7条 診療報酬は、当該指定医療機関の収入とする。

- 2 休日診療を受けるものは、健康保険等を利用する場合には、被保険者証等を当該指定医療機関に提出しなければならない。

(医師会への委託)

第8条 休日診療事業は、別に締結する契約により地区医師会に委託する。

(委託料の算定基準)

第9条 委託料は、次の基準により算定するものとする。

休日昼間施設および休日準夜施設は、1休日1医療単位とする。

- 2 次に掲げる日における休日昼間施設および休日準夜施設については、特別加算をする。

- (1) 年末年始（年末年始と連続する休日があるときは当該休日を含む。）
- (2) 5月3日から同月5日まで（同月6日が第2条第2号に規定する休日である場合は、当該日を含む。）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が特に認める日

(広 報)

第10条 区は、地区医師会等と連携のうえ、指定医療機関名等について、周知を図るものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、休日診療事業の実施については、地区医師会と協議のうえ地域に適した方法により指定医療機関で行うものとする。

付 則

この要綱は、平成6年 4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成6年12月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成10年 7月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成11年 4月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和8年 4月 1 日から適用する。